

## 奨学金返済に関する規定

### 第一条（趣旨）

石川県民主医療機関連合会「歯学生・薬学生奨学金規定」および「看護・保健師学生奨学金規定」「医系学生奨学金規定」に基づき、奨学金（貸付金）の返済について定めるものである。

### 第二条（奨学金の返済）

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金全額を速やかに返済すること。

- (1) 「歯学生・薬学生奨学金規定」第八条および「看護・保健師学生奨学金規定」第八条および「医系学生奨学金規定」第八条に基づき、奨学金貸付廃止となった場合
- (2) 学業修了後および初期臨床研修を修了した後、石川県民主医療機関連合会の指定する医療機関で勤務しないと判明した場合
- (3) 奨学金の貸付を受けた期間に相当する期間を満たさず退職した場合、休職期間を除き次の算定による額を返済する。

（貸付金額＋貸付利息）

$$\text{返済金額} = \frac{\text{貸付金額} + \text{貸付利息}}{\text{貸付期間}} \times (\text{貸付月数} - \text{臨床研修期間} - \text{休職期間})$$

### 第三条（返済方法）

1. 特別な事情があり、一括返済が困難と石川民医連四役会議が判断した場合、分割返済の契約を行うことができる。分割返済の場合、返済期間は貸付を受けた期間内とし元利均等方式で返済する。その際、返済は月賦又は月賦・半年賦併用ができる。利率は、年1.5%とする。
2. 分割返済契約後、6か月にわたり返済が滞った場合、または未契約状態が6か月にわたった場合、石川民医連は連帯保証人に対して、その旨の警告を文章で行う。その後2ヶ月改善されない場合は、連帯保証人に全額返済を求める。

### 第四条（施行開始）

本規定は、2004年4月1日より施行する。

2009年9月1日第四条を一部改定。

### 第五条（改定規定）

本規定は、石川民医連四役会議において改廃する。

付 2010年4月1日 看護・保健師学生規定を追加

2016年4月1日 医学生に関わる規定を削除